戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発及び先端的低炭素化開発を除く。)の 実施に関する規則(中間評価、事後評価関係 抜粋)

平成 27 年 3 月 31 日 平成 27 年規則第 188 号

第3款 公募型研究に係る研究領域の評価

(評価の実施時期)

- 第89条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 事前評価 研究領域及び研究総括の設定前に実施する。
 - (2) 中間評価 研究課題の研究予定期間が5年以上を有する研究領域について、研究開始後、3~4
 - 年程度を目安として実施する。
 (3) 事後評価
 研究領域の終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施する。

(中間評価)

- 第91条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 中間評価の目的

研究課題の中間評価の結果を受けて、戦略目標の達成に向けた状況や研究マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行う等により、研究領域運営の改善に資することを目的とする。

- (2) 評価項目及び基準
 - (ア) 研究領域としての戦略目標の達成に向けた状況
 - (イ) 研究領域としての研究マネジメントの状況 なお、上記(ア)及び(イ)の具体的基準については、中間評価の目的を踏まえ、評 価実施主体が定める。
- (3) 評価者
 - 機構が選任する外部の専門家が行う。
- (4) 評価の手続き

評価者が、研究領域毎に、研究総括からの研究課題の中間評価結果の報告等により 評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第92条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究課題の事後評価の結果を受けて、戦略目標の達成状況や研究マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

- (2) 評価項目及び基準
 - (ア) 研究領域としての戦略目標の達成状況
 - (イ) 研究領域としての研究マネジメントの状況 なお、上記(ア)及び(イ)の具体的基準については、事後評価の目的を踏まえ、評 価実施主体が定める。
- (3) 評価者 機構が選任する外部の専門家が行う。
- (4) 評価の手続き

評価者が、研究領域毎に、研究総括からの研究課題の事後評価結果の報告等により 評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。